

1. 基本情報

- (1) 国名：ネパール連邦民主共和国（以下、「ネパール」という。）
- (2) 事業地域：該当なし
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
(The Project for Human Resource Development Scholarship)
- (4) 計画概要：ネパール政府中枢において政策決定に携わることが期待される若手行政官の本邦大学院において学位（修士号・博士号）取得を 4 期に亘り支援することにより、同国の重点開発課題に関する施策・取組の進展及び同国との人的ネットワークの構築を図り、もって二国間関係の強化に寄与する。

2. 計画の背景と必要性**(1) 本計画を実施する外交的意義**

ネパールは、インドと中国の間に位置し、我が国とは、人的往来や文化面の親和性から、伝統的な友好関係を築いているが、我が国にとって、南西アジア地域全体における民主主義の定着や、法の支配に基づいた平和と安定を確保する観点で、ますます重要なパートナーであるとともに、日本経済を支える重要な人材を供給する国である。また、我が国とネパールは、2026 年に国交樹立 70 周年を迎える。

2015 年から継続実施してきた「人材育成奨学計画」により、早くもネパール政府の幹部職に親日的な帰国生が就き始め、成果が上がり始めているところ、今後も、同国政府に親日派のクリティカル・マスが形成されることで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA 事業等を円滑に実施する等、二国間関係を一層強化することが期待される。

(2) ネパールにおける政府職員人材育成の課題及び本計画の位置付け

ネパールは、南西アジアで最も所得水準が低いが、2026 年の後発開発途上国 (LDC) 指定解除をはじめとするマクロレベルの経済開発及び家計レベルの所得水準向上を実現する「長期ビジョン 2043」を掲げ、「第 16 次 5 か年計画（2024～2028 年度）」に基づき、政治・行政・司法・民間・非政府におけるグッドガバナンスの維持、保健・教育・雇用・住宅・治安・公共サービス提供における社会正義の確立、国民生活と国家経済の繁栄という 3 つを目標とする基本計画を遂行している。

こうした状況を受け、我が国は、対ネパール国別開発協力方針（2021 年 9 月）では、「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」に根差した事業を推進することとしており、特に、同方針にある以下の重点分野に従事する行政官の政策立案能力の向上を促進することが重要である。

- ・経済成長や国民生活の改善に直結する経済社会開発（産業開発、財政・経済政策）
- ・ガバナンス強化及び民主主義の基盤制度づくり（公共政策、法整備）

我が国には、これら課題の解決に貢献する行政官を本邦にて育成することが求め

られている。

3. 計画概要

* 協力準備調査の結果、変更されることがあります。

(1) 実施内容

ア 施設・機材コンポーネント：該当なし

イ コンサルティング・サービス / ソフトコンポーネント：

(ア) 上記特定分野に従事する若手行政官（1 期当たり修士課程 20 人、博士課程 2 人）の募集選考、来日準備、留學生活のモニタリング、帰国準備、奨学金給付、大学に対する授業料等支払い等

(イ) 他の類似留學事業との比較優位確保（留學中の日本政府関係者等との人脈構築及び帰国後の在外公館・JDS 帰国生とのネットワーキング等）

(2) 期待される開発効果：

- ・ 若手行政官が、我が国において、同国の重点課題に対応する学位を取得し、帰国後、所属組織等において同国の計画策定・政策立案にリーダーシップを発揮することで、当該組織の行政機能が強化されるとともに、帰国後、親日派行政官が本国政府においてクリティカル・マスを形成する。
- ・ 留學する若手行政官と日本政府職員との人脈構築が進み、二国間関係が強化される。
- ・ 留學生を受け入れる本邦大学やコミュニティにおける国際的な学術的ネットワーク及び国際友好親善が強化される。

(3) 計画実施機関／実施体制：財務省（Ministry of Finance）

(4) 他ドナーとの連携・役割分担：該当なし

(5) 運営／維持管理体制：以下のとおり、政府関係者及び日本側関係者により構成される運営委員会を設置し、運用に関する協議や最終候補者の推挙等を行う。

- ・ 運営委員会の構成要員：財務省、連邦総務省、外務省、在ネパール日本国大使館、JICA ネパール事務所

(6) その他特記事項

- ・ 環境社会配慮カテゴリ分類：C
- ・ ジェンダー分類：GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）

4. 本計画に適用する類似案件の教訓

過去の JDS に関する基礎研究報告書において、本計画が価値の高い奨学金プログラムとして認知され続けるためには、事業介入方法の明確化や比較優位の確保が重要と指摘されていることから、「人材育成奨学計画」の事業全体としては、幹部候補の行政官のみを対象とした戦略性を打ち出し、充実させた留學プログラムの選考前広報を通じて、他の奨学金事業とは異なり、帰国後に政府の幹部職員として政策決定にリーダーシップを発揮する人材を選出できるように工夫している。

また、過去の事業では、専攻分野・受入大学等に関して年度ごとに計画され、揺らぎが生じ、本邦の事業関係者にとり計画性をもって受入体制を整えにくいこともあつ

たことから、2008 年度以降は、国別開発協力方針において中長期的に取り組むことが特定された課題に携わる行政官を対象として、受入計画を 4 期分まとめて策定することとし、同一の受入大学・研究科において連続性ある形で同一国の行政官を受け入れるよう、運営委員会が派遣元となる省庁や人材の選出に取り組んでいる。

以 上